

## 南北朝期における将軍家御師職の意義

——顕詮・静晴・晴春の執行職争い再考——

花田卓司

はじめに

観応二年（一三五二）十月の正平一統と、翌正平七年（一三五二）閏二月の南朝軍京都急襲によるその破綻は、祇園社にも大きな影響を及ぼした。文和元年（一三五二）十月までのわずか一年間で、京都の政権が北朝・南朝・北朝と入れ替わり、天台座主もまた三度交代する状況下で、座主が補任権を有する祇園社執行職をめぐって顕詮・静晴・晴春らの対立が激化したのである。

顕詮と静晴らの執行職争いは、静晴が南朝方に与したのに対し、顕詮は将軍家御師として足利尊氏・義詮との師壇関係を構築したことが両者の明暗を分けたとされている<sup>①</sup>。この将軍家御師職については、祇園社内における執行職争いのみならず、室町幕府の対山門政策のなかで評価する研究も進められている。

瀬田勝哉氏は、至徳二年（一三八五）に顕深（顕詮の子）が得た大政所御旅所敷地の下地知行権が、執行職ではなく御師職に対する付与である点に着目され、ここに山門末社の祇園社を幕府側に引き寄せようとする足利義満と、御師職をここに顕深門流（宝寿院）による社務執行職独占を目論む顕深と、双方の意図を読み取られた<sup>②</sup>。これをうけて、御師職を通じて祇園社と幕府との関係が、顕詮と尊氏・義詮の時代からみられる点を重視されたのが三枝暁子氏である。三枝氏は、御師職に基づく執行職

補任が文和年間の執行職争いのなかで定着し、これにより執行は山門の統制からより自由な祇園社経営が可能となったこと、足利義満は御師顕深への社領寄進などを通じて祇園社領から山門の諸権益を排除し、幕府による社領の一元的把握と京都支配の強化を図ったことを指摘された。そして、御師職を介した両者の結びつきが、至徳二年十一月二十七日官宣旨<sup>③</sup>をもって確立する、御師職を兼ねる執行を頂点とした新たな祇園社経営体制をもたらしたと論じられたのである<sup>④</sup>。

これに対して市沢哲氏は、執行職争いにおける顕詮の切り札は自身の「忠」と静晴の「不忠」であり、また、「天皇と座主の不在」という当該期特有の状況が新たな執行職補任のあり方を社僧らに選択させたにすぎず、幕府は社僧の要求を受け身で、文和年間段階で幕府の思惑（祇園社を山門側から幕府側へ）と祇園社の思惑（山門の統制から離脱）との一致はみられないとして至徳年間との差を強調された<sup>⑤</sup>。最近では野地秀俊氏が、静晴らも幕府から祈禱命令を受けており、御師顕詮が圧倒的優位に立っていたとはいえないこと、顕詮が御師職に固執する一方で、当該期の幕府は御師職に強いこだわりをもたず、また、御師職を通じて山門の京都支配を掣肘する姿勢も示していないことなどから、文和年間を重視する三枝説を批判されている<sup>⑥</sup>。

以上のように、近年の研究では将軍家御師職に寄せる幕府・祇園社それぞれの思惑がどうであったかを中心に、至徳二年の体制の起点として

文和年間を位置づけられるか否かが争点となっている。たしかに、幕府の京都支配という点では、文和年間と至徳年間とで御師職に対する幕府の思惑に違いがある。また、文和年間以後の顕詮は、御師職を有してはいたものの執行職の安定的確保には至らず、顕深が初めて執行職に補任される貞治五年（一二三六）までの執行職の行方は流動的だった。しかしながら、観応の擾乱期に、尊氏が石清水八幡宮祠官の山井昇清を將軍家御師として積極的に自己の勢力下に置こうとした例を踏まえると、尊氏・義詮段階で御師職に強い関心をもっていなかったとは考えにくい。むしろ、幕府が危機に陥った戦時下であるからこそ、山井昇清や顕詮のように將軍のために祈禱する御師への期待とその存在価値が高まったのではないだろうか。文和年間の幕府が將軍家御師職たる顕詮に何を期待したのか、改めて問う必要があるように思われる。

一方、祇園社側に目を向けると、「天皇と座主の不在」が、幕府による祭礼御教書の発給のような「新たな選択肢」を生み出し、それが社僧側の要求によるものであったのは事実である。ただ、天皇・治天や山務を遂行する天台座主の不在時期は、正平一統破綻後に義詮が京都を奪還してから広義門院の「政務」開始までの約三ヶ月間であり、「祇園社家記録」正平七条<sup>⑧</sup>には、座主が存在するゆえに顕詮が苦悩する記事も散見される。あわせて、市沢氏が指摘された顕詮の切り札である「忠」・「不忠」の論理は執行職争いを考える上で極めて重要な視点だが、顕詮がさらに強調した幕府への忠節をもってしても、文和年間以後の執行職の行方が流動的であった点にも注意せねばならない。ここからは、幕府への「忠」・「不忠」とは別の論理が働き、執行職補任がなされていた様相が浮かび上がってくる。その一つはいうまでもなく、執行職補任の主体たる座主の意向である。

祇園社の執行職争いをめぐるこれまでの研究は、顕詮や静晴らと幕府・

南朝・直義方などとの関係に注目してきた反面、本来執行職の補任権を有する座主や、天皇が執行職補任に際してどのような意向を有し、いかなる影響を及ぼしたのかについてはほとんど触れてこなかった。だが、何ゆえ顕詮が將軍家御師職にこだわったのかを考えるには、この点を見逃してはならないだろう。本稿では、座主や天皇の意向に注目しつつ、文和年間から貞治年間に至る執行職争いを再検討しながら、南北朝期における將軍家御師職の意義を考察する。なお、末尾に「観応年間以後の顕詮・顕深と静晴、晴春らの動向」と題する表を付してあるので適宜参照されたい。

## 第一章 観応の擾乱と顕詮・静晴

観応元年（一三五〇）十月二十六日、直義は京都を出奔し、十一月に高師直を討つための兵を挙げた。西国出陣中だった尊氏は、京都に引き返して直義方と交戦するが、観応二年正月の京都合戦と二月の摂津打出浜合戦に敗北、師直も殺害され、観応の擾乱前半戦は直義方の圧倒的優勢のもとに終わる。だが、直義は義詮との間に対立を生じ、観応二年八月一日に再び京都を脱出する。鎌倉に逃れた直義を討つべく、尊氏は十月二十四日に南朝と講和（正平一統）するのである。

この間の顕詮と静晴の動向を確認しておこう。まず、観応元年十月二十八日、顕詮は足利直冬討伐に赴く尊氏から凶徒対治の祈禱を命ぜられていた（表No.2）。当時執行であった静晴ではなく顕詮が祈禱命令を受けたのは、彼が尊氏の御師である上、康永三年（一三四四）十二月に尊氏が夢想により祇園社に奉納した鎧を執行静晴が失ったために、「しやうせい（静晴）きやう（向後）こう（向後）の御いのりをいたすへからさるよし御さた<sup>⑩</sup>」があったからだろう。さらに顕詮は十一月二十四日に義詮のもとに参じ、

「世上事」について祈禱を申し入れている(表No.3)。そして、観応二年二月には丹波・播磨を転戦する尊氏に従軍し、観応二年七月から八月にかけても近江の尊氏の陣に参じている(表No.6・7・8・11・14)。尊氏に従軍した僧といえは三宝院賢俊が有名だが、顕詮もまた賢俊同様の「僧の忠節」を果たしていたのである。

他方、静晴については、この時期尊氏との関係を明示する史料は見出せず、もっぱら直義から祈禱命令を受けている(表No.4・5・9)。

【史料1】観応二年九月八日某御判御教書写

祈禱師職事、代々致「精誠」之上、今度忠節殊以神妙。弥不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件。

観応二年九月八日

判

祇園執行少納言法印御房

これは静晴に祈禱師職(御師職)を安堵した文書である。観応年号の使用から北朝方の人物なのは確かだが、写であるため発給者が何者かは明確でない。ただ、「今度忠節」と記されており、これ以前の八月五日に直義が静晴に天下泰平武運長久祈禱を命じている点、貞和元年(一二三四)顕詮申状に「しやうせい法印のそみをなし候しをもすてられ候て、ひきたの妙玄奉行としてけんせい御いのりの御師にさためられ、御はんの御けう書を給候」と、静晴が尊氏の御師を望んだが果たせなかつた点などから判断すれば、本文書の発給者は直義である可能性が高い。静晴は直義(もしくはその近親者)の御師として代々祈禱を行っていた関係から直義方に付いたのだろう。

このように、擾乱の勃発とともに顕詮は尊氏・義詮を支援する道を積極的に選び、静晴は直義方に属した。【史料1】以後、静晴の動向はしばらく不明だが、正平六年(一二三二)十二月までは引き続き執行職に在任していたようである。顕詮のほうは、正平一統成立直後の十一月二日に

義詮の御師となり(表No.16)、同日付で次のような御判御教書も得ている。

【史料2】観応二年十一月二日足利義詮御判御教書写

「同云、於当社顕詮毎事可<sub>レ</sub>致奉行由事」

当社神物已下毎事致奉行、任佳例可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>祈禱精誠<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件。

「同」

観応二年十一月二日

御判

祇園御師助法印御房

右の文書により、顕詮は祇園社神物以下を奉行することとなった。貞治二年(一二三三)正月二十三日二階堂行元奉書によると、「当社神物并御神楽已下」について当時の執行静晴が子細を申ししたが、「就御師職可<sub>レ</sub>令奉行」之条、御教書等証状分明」との理由で顕詮に安堵された由が知られる。「神物」とともに二階堂行元奉書にみえる御神楽については次のような史料がある。

【史料3】貞和四年(一二四八)二月一日粟飯原清胤奉書(傍線は引用者以下同。)

御神楽奉行事、両方被<sub>レ</sub>申之趣、以藤民部入道・斎藤三郎兵衛尉兩人、被<sub>レ</sub>伺<sub>二</sub>申上御前<sub>一</sub>之処、於静晴者、依御鑑犯用御勘気候畢。然者、雖非社務、就御師職、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>之由御返事候。此上者、可<sub>レ</sub>有御奉行之由、御沙汰候也。恐々謹言。

(貞和四年)二月一日

清胤(粟飯原) (花押)

祇園前執行助法眼御坊

貞和四年に御神楽の奉行をめぐり御師顕詮と執行静晴とが争つたが、静晴は尊氏より勘気を蒙っているため、御師職として顕詮がこれを奉行するよう沙汰があった。「雖非社務、就御師職」との文言に着目すると、御神楽の奉行は本来執行職にもなう職務であつたに相違ない。そして、貞治二年に執行静晴が御神楽とともに神物の奉行を望んだ点か

らして、神物以下の奉行も元々は執行の職務であったと考えられる。

これらを総合すると、【史料2】が発給された背景は以下のように説明できる。執行静晴とは対照的に、尊氏・義詮のために祈禱の忠を尽くした顕詮に報いる際、天台座主が補任権を有する執行職に尊氏・義詮は手を付けることができなかつた。正平一統成立直後であり、近々に南朝後村上天皇による新たな天台座主補任がなされる可能性があつた当時においてはなおさらであつたろう。そこで、尊氏・義詮は顕詮の「御師」という立場に目を付け、かつて【史料3】で行つたのと同じく、本来執行が有する職務を、「御師職」という名目に切り替えて顕詮に与えた。これにより、尊氏・義詮は彼らの意向に沿わない静晴が執行職に在職していたとしても、祇園社を自己の勢力下に置くための拠点を築くことができたのである。

この措置は当然顕詮にも利点があつた。顕詮は貞和元年の申状<sup>20</sup>において、「けんせむ<sup>(顯詮)</sup>当社務にて候。又上の御所御まいりの時奉行をいたして候。御祈の御師にても候うへハ、御の<sup>(祝詞)</sup>と、御神楽などの事、社務ならてハ奉行する事あるへからす候」と述べている。貞和元年当時の執行であつた顕詮は、あくまでも執行職が主で、「尊氏の御師」であることは副次的な位置づけしか与えていない。ところがこの後、顕詮は静晴に執行職を奪われたため、執行の職務である御神楽などを奉行する根拠を失つていた。【史料2】・【史料3】のように執行職にともなう職務を「御師職であるから」与えられる措置は、非執行であつても執行の職務を遂行する根拠となり、顕詮にとつても都合だつたのである。観応の擾乱にあつて御師顕詮が一貫して尊氏・義詮方に付き、その結果、御師職に対して執行の職務の一部が付与されたことは、以後、執行職の行方が流動的な状況下で顕詮が執行職の安定的確保を志向する際に重要な意味をもつことになる。

## 第二章 正平一統破綻後の執行職争いと将軍家御師職

### 第一節 正平一統とその破綻

正平六年(一二三二)十二月、正平一統によって天台座主に竹中前大僧正慈嚴が就任した。新座主の就任に連動して別当以下が補任され、顕詮は十二月二十四日に執行職に返り咲く(表No19)。では、なぜ静晴が罷免され、顕詮が補任されたのだろうか。

静晴は正平七年二月ごろに真弟宗晴の執行職補任を望み、小童・西大野・東条・堀江荘についても後村上天皇論旨を得ようとしており(表No22)、閏二月四日には住吉の後村上天皇のもとに参じている(表No26)。もし静晴が南朝に対する不忠により罷免されたのなら、後村上天皇論旨の獲得など望むべくもないはずである。また、静晴の動きに対して顕詮はすぐに対応策をとっているが(表No23・24・27・28)、その内容は北畠親房以下の要人に支状事書を送つたり、京極導誉に働きかけたり、あるいは小童保以下を拝領した支証を提出するなど、自身の忠や静晴の不忠をことさらに主張するものではない。よつて、正平一統にともなう静晴の執行職罷免と顕詮の補任は、両者の南朝に対する忠・不忠が厳しく問われたわけではなく、北朝によつてなされた人事の刷新が理由だつたと考えてよいだろう<sup>21</sup>。この後も執行職に補任される静晴があえて宗晴を推挙したのも、北朝人事が否定された状況下では自身が補任される見込みはないと考へたためかもしれない。

次に執行職補任が問題となるのは、正平一統破綻後である。南朝軍は正平七年閏二月二十日に突如京都を占領し、光厳院・光明院・崇光院と直仁親王を連れ去つた。義詮は三月十五日に京都を奪還するものの、北朝天皇の不在に直面する。後村上天皇によつて補任された座主慈嚴もま

た、「世上如<sub>レ</sub>此令<sub>二</sub>錯乱<sub>一</sub>之間、山門方事無<sub>二</sub>執御沙汰儀<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御上表御心地<sub>一</sub>、对<sub>二</sub>何方<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰方無之間、無<sub>二</sub>殊御沙汰<sub>一</sub>」しという状態で、南朝軍撤退後は実質的に座主不在の状態にあった。

こうした情勢の変化にいち早く反応したのが静晴である。義詮が京都に戻った直後の三月十七日、静晴は代官を導誉に派遣した。

【史料4】「社家記録」正平七年三月十八日条

一、今朝參<sub>二</sub>鎌倉殿御陣<sub>東山</sub>、御対面有<sub>レ</sub>之。(京極導誉)佐渡判官入道同見參了。了阿・小串入道見參。昨日静晴進<sub>二</sub>代官於判官入道許<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>当代<sub>一</sub>者、執行職静晴可<sub>二</sub>開眉<sub>一</sub>之由申之処、当執行顯詮御方忠勤之間、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>改動<sub>一</sub>歟之由、被<sub>二</sub>返答<sub>一</sub>云々。(於<sub>二</sub>公家事<sub>一</sub>者<sub>賢後</sub>)○每事<sub>二</sub>三寶院<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相計<sub>一</sub>之間、社務事度々申談由了阿申<sub>レ</sub>之。此事又伊地知<sub>二</sub>申置<sub>了</sub>。

静晴の発言のうち、「於<sub>二</sub>当代<sub>一</sub>者」との表現からは、正平一統時とは反対に、今度は北朝によつて人事の刷新が行われるのが当然との認識がうかがえる。それとともに、以下の二点が注目される。まず、静晴の申し入れに対して、導誉は顯詮の「御方忠勤」の論理を持ち出し、依頼には沿えない旨を返答している点である。当時、公家社会における問題の一つに、「諸人官位」、すなわち正平一統下で南朝から官位を与えられた人びとをどう扱うかという課題があった。<sup>23</sup>南朝に通じた人びとは、それを北朝から追及される可能性に戦々恐々としていたのである。同時期に執行職補任を左右する要件として幕府に対する忠節がにわかに重要性を帯びてくるのも、このような当時の状況と無関係ではない。<sup>26</sup>結局、天皇不在状況を解消するために弥仁王（後光厳天皇）の践祚を急ぐ幕府は、南朝に通じた人びとに嚴罰をもって臨まず、「政務」を執る広義門院に「諸人官位所帯以下事、以<sub>二</sub>同之法<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>復<sub>二</sub>觀応之儀<sub>一</sub>」しと申し入れて正平一統前の状態に戻すこととなった。<sup>28</sup>だが、導誉が顯詮留任の理由とし

て強調した幕府への忠節は、この後の執行職争いにおいて顯詮の強力な武器となっていくのである（表No.48）。

二点目は、文和年間の執行職争いにおいて導誉とともに顯詮の後ろ盾となる賢俊の存在である。この時の執行職争いにかかわって、もう一つ史料を挙げておく。

【史料5】「社家記録」正平七年七月二日条

一、了阿許へ詮祐遣<sub>レ</sub>之。執行職口入事、申<sub>二</sub>判官入道<sub>一</sub>之処、依<sub>二</sub>直問答<sub>一</sub>、大略不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>口入<sub>一</sub>之由返答之上者、了阿先可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>三寶院<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>難義<sub>一</sub>者重可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>禪門<sub>一</sub>云々。

【史料5】の直前の六月二十六日には、先に述べた「一同之法」によつて青蓮院宮尊円が座主に還任している（表No.53）。顯詮は早速尊円に執行職補任を申し入れたが色よい返事をもらえなかった。そこで導誉に口入を頼んだが、口入に及ばずと返答されたため、賢俊の口入を頼むことになった事情が記されている。市沢氏は【史料4】の「於<sub>二</sub>公家事<sub>一</sub>者每事三寶院可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相計<sub>一</sub>之間」以下の部分から、当時の賢俊は、天皇不在という状況のもとで、公家が行うべき寺社関係の人事を進める特殊な役割を期待されていたと説かれた。<sup>31</sup>【史料5】についても、賢俊の判断が「別格」だったことを示す事例として挙げておられる。賢俊の役割をどのように評価すべきかは、後述する文和元年十一月の執行職補任とあわせて検討すると、ここでは賢俊が顯詮の忠節と静晴・晴春らの不忠を尊円に説いた結果、顯詮の留任が決定された点を確認しておきたい（表No.55・56）。

## 第二節 文和元年十一月の執行職補任

文和元年（一三五二）十月十日、幕府は梶井宮尊胤を新たに天台座主とするよう朝廷に申し入れ、十月十四日に座主宣下がなされた。<sup>33</sup>この二度目の座主交代である。新座主の決定は突然だったようので、座主を退く

ことになった尊円は上表儀を行う間もなかった<sup>34</sup>。座主交代により、当然ながら執行職に誰が補任されるかも問題となる。「社家記録」に記された執行職補任の経緯は、座主の影響力、さらには、なぜ顕詮が造営奉行職を得る際に将軍家御師職にこだわったのかを考える上で極めて重要な事例である。

十月十日に幕府<sup>35</sup>と賢俊から座主交代の情報を得た顕詮は、翌十一日に新座主尊胤のもとに参じ、座主就任の賀を述べ、自身の執行職補任を申し入れている(表No.60)。これに対して尊胤側は、正式に宣下がないことを理由に明確な回答を与えなかった。続いて顕詮は三宝院に向かうが、三寶院側は京極導誉の口入状を得るようにと返答している。その理由は【史料6】から明らかになる。

【史料6】「社家記録」正平七年十月十二日条

十二日、執行職事、参三寶院壇所<sup>36</sup>対面、被<sup>レ</sup>仰云、先日此事申<sup>レ</sup>入梶井殿<sup>37</sup>之処、静晴有<sup>レ</sup>御引汲気<sup>38</sup>。而判官入道定口入申<sup>レ</sup>歟之由申了。仍彼状大切云々。予申云、懸命一村事、此間申<sup>レ</sup>申中也。重申条非<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>斟酌<sup>39</sup>。此上一向憑申<sup>レ</sup>之由申<sup>レ</sup>之、則梶井殿へノ状書<sup>40</sup>給<sup>レ</sup>之。然而今日日次不<sup>レ</sup>思様之間、不<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>参<sup>レ</sup>之<sup>41</sup>。

傍線部の通り、賢俊は「先日執行職について梶井宮尊胤に申し入れたところ、尊胤は静晴をご支援なさるようだった。だが私(賢俊)は、執行職については導誉がきつと口入申すだろう、と申し上げておいた。だから導誉の口入状を得るのが最も重要なのだ」と説明した。ここからは、必ずしも賢俊の口入が決定打にならず、むしろ導誉の影響力のほうが強いと賢俊自身が認識していたことが読み取れる。事実、顕詮は賢俊の口入状とともに導誉の口入状も得た結果、執行職に補任されている。【史料6】と、先に挙げた【史料4】・【史料5】をあわせて賢俊の立場を評価するならば、たしかに人事を左右するだけの影響力を有してはいたが、

導誉などと比べて賢俊の判断が「別格」だったとまではいいきれない<sup>37</sup>。【史料5】で和田了阿が、賢俊に口入を頼んでもうまくいかないようであれば、再び導誉に申し入れると述べている点からも、やはり執行職補任において、より強い影響力をもっているのは導誉だったのではないだろうか<sup>38</sup>。

【史料6】でもう一つ重要なのは、新座主尊胤が静晴を執行職に補任しようと考えている点である。六月の執行職争いでは幕府に対する忠節が決め手となって執行職に留任した顕詮だったが、今回は幕府への忠節とは無関係に執行職が決定されそうになっていた。尊胤の意向を知り、なかなか補任の確信を得られなかった顕詮はかなり不安だったようで、賢俊に宛てた書状で「落居無<sup>39</sup>心元<sup>40</sup>」しと胸中を吐露している。

一方、導誉と賢俊の口入によって自身の意向を曲げざるを得なかった座主尊胤は、後日、座主への進物銭の交渉に訪れた顕詮に、「今□執行事、判官入道并三寶院口入之間、誇<sup>41</sup>権門<sup>42</sup>如<sup>43</sup>此事<sup>44</sup>申<sup>45</sup>子細<sup>46</sup>□□□□□□□□御本意之由<sup>47</sup>」を伝えていた。欠損のため意味が取りにくい<sup>48</sup>が、導誉や賢俊の口入により執行職に補任された挙句、進物銭の減額を要求してきた顕詮に不快感をもっていた点は読み取ることができよう。

座主が独自に執行職補任を進めようとした事実、顕詮に将軍家御師職へのこだわりをもたせることになった。

【史料7】「社家記録」正平七年十月二十六日条

被<sup>レ</sup>書<sup>49</sup>改御教書、今日自<sup>50</sup>安威左衛門入道許<sup>51</sup>成祐取<sup>52</sup>来<sup>53</sup>之<sup>54</sup>。造営奉行職事、○先日御教書文章大様之上、執行法印之由宛所<sup>55</sup>有<sup>56</sup>之<sup>57</sup>。不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>依<sup>58</sup>執行職<sup>59</sup>子細就<sup>60</sup>申<sup>61</sup>披<sup>62</sup>之<sup>63</sup>、書<sup>64</sup>改<sup>65</sup>之<sup>66</sup>。昨日申<sup>67</sup>御判<sup>68</sup>云々。就<sup>69</sup>御師之号<sup>70</sup>、被<sup>71</sup>仰付<sup>72</sup>由被<sup>73</sup>載<sup>74</sup>之<sup>75</sup>。珍重々々。

右は、顕詮が造営奉行職を御師職に付随する職として獲得したことを示す史料である。まず、先行研究によりつつ造営奉行職をめぐる動向を

みておく<sup>②</sup>。従来、祇園社の修造は東山太子堂長老が大勧進として行っていたが、正平七年になると、顕詮の再三の要請にもかかわらず、造営料所が有名無実であるなどの理由によって太子堂が修造を拒否していた。そこで顕詮は自身が造営奉行として祇園社の修造にあたるべく幕府に働きかける。顕詮による造営奉行職獲得活動は観応三年八月二十七日から開始され、十月十日には安威左衛門入道に対して造営奉行のことを催促し（表No.59）、十月十四日によく造営奉行職補任の御教書を獲得した（表No.63）。続いて、十月十五日には太子堂が有していた造営料所にかかわる院宣・御教書等の案文を譲り受け、十月二十日には造営料所である麻生荘の返付や敦賀津升米の違乱停止を求めるなど、料所の回復と修造に向けて着々と手を打っていたのである。

そのようななか、突如浮上したのが座主交代にともなう執行職補任問題だった。尊胤が静晴を執行職に補任しようとしているとの情報を顕詮が得たのが十月十二日（表No.61）、導誉と賢俊の口入を得て顕詮の執行職補任が治定したのが十月二十二日（表No.65）、正式に執行職補任状を得たのが十一月一日である（表No.70）。この時系列に、顕詮の造営奉行職獲得の動きと【史料7】をあてはめれば、なぜ顕詮が御師職につき造営奉行職を仰せ付けられるよう書き改めさせたのかは明白だろう。尊胤の意向通り静晴が執行職に補任されてしまえば、自身が奔走した結果実現しそうな造営奉行職獲得とそれに付随する造営料所の回復、その先にある祇園社の修造が、すべて水泡に帰してしまう。顕詮は最初の造営奉行職補任の御教書を十月十四日に入手しているが、それはまさに執行職の行方について「落居無心元」しと漏らした日でもある。一連の努力が徒勞に終わるのを避けるために顕詮がとった方策が、自身が帯びる将軍家御師職に対する造営奉行職の付与だった。ちょうど一年前に、尊氏・義詮への忠節によって御師職として執行の職務の一部を任された経験から、

座主の意向とは無関係な立場で自身の権益を保持できる職としての意義を、顕詮は御師職に見出したのである。

### 第三章 文和と貞治年間の執行職争い

#### 第一節 静晴・晴春の復権

顕詮は文和年間の京都争奪戦で近江・美濃に逃れる尊氏・義詮や後光厳天皇に供奉するなど、引き続き幕府・北朝への忠節を尽くしている（表No.84～87・91・103・107・132・133）。しかしながら、そうした忠節だけでは執行職を確保できない状況は以後も継続し、文和三年には晴春が執行職に補任され<sup>④</sup>（表No.94・100）、康安元年（一二六一）にはこれまで顕詮の支援者となっていた導誉の介入によって静晴が補任されている<sup>⑤</sup>（表No.128）。こうした執行職の流動性の背後にも、文和元年同様、座主として天皇の存在が想定できる。

正平一統後の執行職争いにおいて、幕府への不忠を指摘されて敗れた静晴は、その後、文和四年正月十五日と延文五年正月十四日に、尊氏・義詮から祈禱御教書を受けている（表No.105・125）。では、静晴は尊氏・義詮からの信頼を回復したのかというところではない。二通はいずれも尊氏・義詮出陣中に発給されており、前者は三回目の南朝軍京都占領時、後者は義詮の尼崎出陣時に相当する。顕詮はこれらの御教書について、「就中武家祈禱御教書全非厚免之儀。世上擾乱之時、不被尋其身之忠否、諸人随所望奉行人書賦祈禱御教書之条、不始于今規式也<sup>⑥</sup>」と主張している。これは延文二年九月十日の追加法にある「観応以来、追年擾乱之間、任三勇士之懇望、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>糺決<sub>一</sub>補任之条、不慮之儀也」という文言との関連でも注目される。戦時下において、幕府は恩

賞宛行いの下文も、寺社に対する参戦命令というべき祈禱御教書も、申請者の望みに任せて手当たり次第に発給していたのである。静晴はこうした状況を利用して御教書を獲得し、幕府への忠節の根拠とすることで執行職獲得を目指していたと考えられる。だが、静晴の目論見は顕詮に看破され、延文五年二月二十七日には静晴へ下された祈禱御教書が召し返されてしまうのである。

顕詮によって直接幕府との関係改善の道を阻まれた静晴や晴春は、今度は座主や天皇を通じて復権を目指した。たとえば、永徳元年（一三八二）の執行職補任にあたって出された顕深宛での某書状写には、「今度御山務事、毎事被<sub>レ</sub>捐<sub>二</sub>延文之例<sub>一</sub>旨、彼度自<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>御<sub>二</sub>吹<sub>一</sub>拳<sub>（晴春）</sub>静春法印<sub>一</sub>無力次第候之儀、種々為<sub>二</sub>門跡<sub>一</sub>付<sub>レ</sub>内給被<sub>二</sub>歎申<sub>一</sub>、終以故顕詮法印被<sub>レ</sub>補了」と記されている。「延文之例」や「彼度」は、顕詮が執行職に補任された延文三年（一二五八）十二月三十日（表No.121）の事例を指しており、この時に後光厳天皇は晴春を執行に推挙していたことがわかる。晴春の父晴喜は伏見院・後伏見院・花園院の御師となっており、持明院統と密接な関係をもっていた。晴春は一時南朝に参じたために顕詮から幕府への不忠を責められていたが、文和五年以後になると二月番仕職を毎月大般若経転読料所として（表No.112）、山城国山科田（教晴法印跡）を御祈禱料所として（表No.118）、後光厳天皇から与えられており、天皇の深い信頼を得ていた様子がうかがえる。これらから推測するならば、文和三年に晴春が執行職に補任されたのも、父晴喜が有した持明院統との関係から、後光厳天皇と結びつくことによって達成されたのではないだろうか。

静晴もまた、天台座主実乘院大僧正桓豪や後光厳天皇を通じて復権を図っていた。延文五年十月日顕詮申状案には「当座主以<sub>（桓豪）</sub>彼静晴<sub>一</sub>、去年六月被<sub>レ</sub>還<sub>二</sub>補<sub>一</sub>祠官職<sub>一</sub>之処、於<sub>二</sub>静晴<sub>一</sub>者、勅勘輩也。還補不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然之由、

南北朝期における将軍家御師職の意義

数ケ度被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>綸旨<sub>一</sub>於座主<sub>（桓豪）</sub>之間、則解却畢。依<sub>二</sub>何篇<sub>一</sub>今更可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>哉」とある。また、内容から延文四年と推測される八月三十日顕詮書状土代にも、「静晴事、無<sub>二</sub>勅免<sub>一</sub>次第、去六月遮被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>座主<sub>（桓豪）</sub>之処、勅勘事不<sub>レ</sub>存知<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>申候坎。而猶彼静晴以<sub>二</sub>祠官儀<sub>一</sub>、明日可<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>勅願神事之祝役<sub>一</sub>之由、其沙汰候。令<sub>二</sub>迷惑<sub>一</sub>候。為<sub>レ</sub>之於<sub>（桓豪）</sub>貫首<sub>一</sub>支申候之処、重無<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>一</sub>之旨<sub>一</sub>候間、無<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>候之由依<sub>二</sub>相存<sub>一</sub>、于<sub>レ</sub>今令<sub>レ</sub>居<sub>二</sub>被官<sub>一</sub>云々」と記されている。二つの史料から判明する経緯は以下のようなになる。延文四年以前に、勅勘を蒙ったために祇園社祠官を召し放たれていた静晴は、座主桓豪のもとで延文四年六月に祠官に還補された。桓豪は静晴が勅勘の身であると知らなかったために還補したが、後光厳天皇からの仰せがあつた後も「祠官儀」をもって勅願行事に参加させようとした。その後、後光厳天皇綸旨が「数ケ度」下されたため、静晴は解却された。

すでに後光厳天皇の仰せによって勅勘を知りながら、「重無<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>一</sub>之旨<sub>一</sub>」しと桓豪が引き続き静晴を「被官」においている点からも、桓豪は静晴と密接な関係にあつたとみられる。これを裏付けるかのように、桓豪は静晴の兄弟である権長吏隆晴を執行職に補任しようともしていた。

【史料8】「天台座主祇園別当并同執行補任次第」（一部抜粋）

任補六月四日到来也

執行<sub>（職）</sub>織事、六月五日権長吏隆晴補<sub>二</sub>任<sub>一</sub>執行職<sub>一</sub>之由、以<sub>二</sub>承仕<sub>一</sub>触<sub>二</sub>送<sub>一</sub>之<sub>一</sub>。而為<sub>二</sub>佐々木佐渡判官入道導誉奉行<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>武家御使<sub>一</sub>於座主<sub>一</sub>之上、顕詮改補不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然之由、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>綸旨<sub>一</sub>之間、同七日日顕詮還補畢。不<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>印鑑<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>吉書<sub>一</sub>之上者、隆晴雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>片時<sub>一</sub>非<sub>二</sub>社務之儀<sub>一</sub>者也。

右は桓豪僧正の項にかかる記載だが、「六月五日」の年次についてはこ



れを確定する史料がなく、不明とせざるを得ない。森茂暁氏は延文三年とされているが、「執行顕詮法印延文三年十二月卅日補」と「次執行静晴法印康安元年六月五日補」との間に記された注記なので、延文三年とするにはやや難点がある。可能性としては延文四年六月または延文五年六月とするのが妥当ではないだろうか。顕詮補任の記事の次行に書かれた注記なので延文四年六月の出来事と仮定すれば、前述した静晴の祠官還補と同時期に隆晴の執行職補任が行われた―吉書始を行えなかったために在職とはみなされなかったが―ことになる。いずれにせよ、座主桓豪と静晴・隆晴兄弟との関係の深さがうかがえる記述であることには変わりなく、静晴は桓豪の座主就任をきっかけに復帰を企てたのだろう。さらに、先に触れた延文五年十月日顕詮申状案の主眼は、静晴に与えられた祠官還補の論旨を召し返すところにある点<sup>55</sup>を踏まえれば、静晴は延文五年十月ごろに後光厳天皇から祠官還補の論旨をも得ていたらしい。翌康安元年（一三六一）には導誓の計らいによって顕詮が執行職を罷免され、静晴が補任されているので（表No.128）、最終的に静晴は幕府との関係改善にもある程度成功したものと思われる。

貞治五年になると、顕深が武家執奏によって初めて執行職に補任される。以後、静晴流や晴春流の補任はなく、一見すると顕深流の優位が確定したかのようにみえる。だが、応安元年（一三六八）の執行職沙汰にあたり、顕詮・顕深側は、顕詮の忠節と静晴の不忠を示す文書正文目録を提出しており（表No.142）、なおも静晴復帰の可能性があったようである。少なくともこの時期までは、顕詮・顕深は静晴に対して圧倒的優位を築けなかったと考えられる。

## 第二節 顕深流の地位の確立と將軍家御師職の意義

以上のように、顕詮が幕府・北朝への忠節をもって執行職を維持しよ

うとする一方で、静晴・晴春もまた幕府と関係を深めようとし、座主や天皇との結びつきによって執行職に補任されていた。いかほど幕府への忠節を尽くしても、座主や天皇の存在により執行職の安定的確保ができない顕詮・顕深は、彼らの意向に左右されずに相伝し得る將軍家御師職に意義を見出したと考えられる。すでに観応の擾乱直後に、御師職を根拠に執行の職務である祇園社神物・御神楽以下の奉行をしている前例があり、文和元年には造宮奉行を、貞治四年（一三六五）には鳥居奉行（表No.139）を御師職に付属する権益として与えられた顕詮、それらを応安七年（一三七四）に安堵された顕深（表No.148）が、執行職も御師職によって補任されるあり方を発想するのは当然の帰結だったといえよう。

顕深の要請に対して、永徳二年（一三八二）五月二十日に「代々師職相承」によって執行職・六月番仕職・一公文職を安堵することを義満が執奏し（表No.153）、同年五月二十七日に後円融院院宣が発給される（表No.154）。ここに、座主の意向とは無関係な御師職に基づく執行職補任形態が確立し、御師職を相伝する顕深門流による執行職の相伝が確定する。これによって、祇園社は結果的に執行職補任における座主の影響力を排除することとなった。そこに着眼したのが、山門の影響力を弱めて京都支配を強化し<sup>57</sup>、また、主要寺社内部に拠点を築いて寺社勢力を統制する宗教政策をとっていた義満だった。至徳二年官宣旨は、永徳二年に確定した御師顕深門流による執行職相伝が前提となつて発給されたのである。

さて、御師職によって執行職補任が担保される以上、御師職の相伝が脅かされる事態は避けねばならない。最後に、室町期において祇園社が將軍家御師職をどう認識していたかについて触れておきたい。

【史料9】永享元年（一四二九）十一月十五日縁春請文写<sup>58</sup>

〔同二云、丹後都維那縁春請文 永享元年西十一月十五日〕

祇園社々務執行御代官職事、縁春仁被二仰付一、畏入候。仍御坊様上向

申、不忠敵対儀於不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>存候。就<sub>レ</sub>中 公家武家御師職并社中造宮御修理奉行等、雖<sub>二</sub>何事候<sub>一</sub>、背<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>宛<sub>二</sub>縁春身<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>望申上事<sub>一</sub>候。縦為<sub>二</sub>公方<sub>一</sub>直雖<sub>下</sub>被<sub>二</sub>召仰付<sub>一</sub>候上、長不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>領掌申上事<sub>一</sub>候付、諸事不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>緩怠不沙汰仕<sub>一</sub>候。(以下略)

これは、永享元年に祇園社執行代職に補任された縁春が提出した請文である。縁春は御師執行頭縁に対して不忠敵対の思いを抱かないこと、とりわけ「公家武家御師職并社中造宮修理奉行等」を何があっても望むようなことはしない、と誓約している。ここからは、天皇・院の御師職や将軍家御師職の獲得が、そのまま執行の地位を脅かす敵対行為になるとの理解が看取される。先述した貞和元年に頭詮が提出した申状<sup>⑧</sup>と比べれば、執行職に対して御師職の比重が高まっているのは明らかであろう。宝寿院流による執行職の安定的確保の源泉は御師職の独占にあったのである。

### おわりに

ここまで述べてきたように、南北朝期において頭詮・詮深流の至上課題は、対立する執行候補者である静晴・晴春の排除と、自己の門流による執行職の安定的確保であった。そして、それは観応・文和年間に向上した将軍家御師職の地位を基盤とした「御師職に基づく執行職補任」という論理の創出により、執行職補任における座主の意向を排除することによって達成された。

当初頭詮にとつて御師職は、執行職に対して「従」の関係でしかなかった。文和年間の執行競争においても、御師職であることをもって執行職の獲得を企図してはいない。頭詮は、戦乱状況下で幕府に対する忠節を働くことによつて執行職を獲得・保持しようとしたのである。ところ

が、自身を執行職に補任するとは限らない座主や、天皇・座主に働きかけてたびたび復権を図り、ついには過去の不忠にもかかわらず執行職に返り咲いた静晴・晴春の存在は、なおも頭詮・頭深門流による執行職の相伝を阻んだ。応安元年の執行職沙汰にあたり頭詮・頭深側が主張したのは観応・文和年間の静晴の不忠だったが、ここには頭詮・頭深側の手詰まり感にじみ出ている。なぜならば、すでに静晴が執行職復帰を成し遂げていた以上、過去の不忠をあげつらうだけでは今後の執行職確保を保証するものとはならないからである。頭詮・頭深は、静晴らを排除し得る新たな論理の創出にせまられていた。

そうしたなかで意義を見出されたのが、座主の意向によらず自己の門流で相伝可能で、かつ、将軍に対する「忠」を体現する職といえる将軍家御師職だった。貞和四年や観応二年に執行の職務の一部を「御師であるから」付与された経験や、文和元年の造宮奉行補任の経緯は、「御師職に基づいて執行職に補任される」という論理の根拠・先例となつたと考えられる。その意味で、「御師職に基づく」権益付与の先例が開かれた観応の擾乱から文和年間は、永徳二年の頭深への執行職安堵、至徳二年の官宣旨を経て確立する祇園社経営体制の原点に位置するものといえよう。

一方、尊氏・義詮期の幕府にとつて将軍家御師職は、祇園社における拠点確保という点で、とくに戦時下で重要な意味をもつた。観応の擾乱で忠節を働いた御師頭詮に優遇措置をとつたのも、たとえ執行が敵対勢力のために祈禱をする事態が発生しても、御師として将軍のための祈禱を行う頭詮を通じて祇園社を自己の勢力下に置くことができたからである。こうした幕府の御師職に寄せる期待は基本的には内乱末期まで変わらなかつたと考えられる。だが、永徳二年に御師職に基づく執行職補任形態が確立すると、結果として祇園社に対する山門の影響力は弱まった。これが、京都支配を進める上で山門の排除を目論む義満の思惑とも合致

し、彼が御師職を通じた都市政策・宗教政策を進める前提となったのである。

## 注

- ① 両者の対立を詳述している先行研究として、吉川孔敏「祇園社御師顕詮に就いて―執行職及び社領を繞りて―」（『国史学』四六号、一九四三年）、小杉達「祇園社の社僧（上）」（『神道史研究』一八巻二号、一九七〇年）、吉田通子「南北朝争乱の一形態―祇園社家の場合―」（『法学研究』六三巻九号、一九九〇年）、御師については小杉達「祇園社の御師」（『神道史研究』一九巻一号、一九七一年）が挙げられる。以下、本文中ではとくに断らないが、顕詮・静晴・晴春らの動向はこれらの研究に負うところが大きい。
- ② 瀬田勝哉「中世の祇園御霊会―大政所御旅所と馬上役制―」（瀬田勝哉『増補』洛中洛外の群像―失われた中世京都へ―、平凡社、二〇〇九年、初出は一九七九年）三四八―三五三頁。
- ③ 「八坂神社文書」（『増補八坂神社文書』増補篇（以下、『文書』増補のよ）に略記）、四五号）。この時期の官官旨発給の意義については、本郷恵子『將軍権力の発見』（講談社、二〇一〇年）七六―一三三頁を参照。
- ④ 三枝暁子「室町幕府の成立と祇園社領主権」（三枝暁子『比叡山と室町幕府―寺社と武家の京都支配―』、東京大学出版会、二〇一一年、初出は二〇〇一年）。
- ⑤ 市沢哲「文和の政局」（市沢哲『日本中世公家政治史の研究』、校倉書房、二〇一一年、初出は二〇〇三年）、同「南北朝内乱と祇園社」（『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』二四号、二〇一一年）。
- ⑥ 野地秀俊・佐々木創・瀬田勝哉（『書評』三枝暁子著『比叡山と室町幕府―寺社と武家の京都支配―』（『史学雑誌』一二二編七号、二〇一三年）八九―九一頁）。
- ⑦ 達史香「南北朝期の石清水八幡宮祠官家と幕府政策―足利將軍家八幡御師職の成立をめぐる―」（『ヒストリア』一五六号、一九九七年）。
- ⑧ 以下、とくに断らないかぎり、「祇園社家記録」（以下、「社家記録」）、「社家記録裏文書」・「三鳥居建立記」・「祇園社記」・「祇園社記続録」（以下、「続録」）は『増補続史料大成 八坂神社記録』（以下、『記録』）一―四を利用した。
- ⑨ 顕詮が尊氏の御師となったことを示す文書は、元弘三年十二月三日足利尊氏御判御教書（「八坂神社文書」、『文書』増補、一〇号）で、押紙に「等持寺殿御師職 奉行疋田妙玄」と記されている。
- ⑩ 貞和元年顕詮申状写（『続録』第三、『記録』四、三九三頁）。
- ⑪ 笠松宏至「僧の忠節」（笠松宏至『法と言葉の中世史』、平凡社、一九八四年）。
- ⑫ 「続録」第二（『記録』四、三四四頁）。
- ⑬ 観応二年八月五日足利直義御判御教書写（『続録』第二、『記録』四、三四五頁）。なお、観応二年八月二十九日にも同じく「天下泰平武運長久祈禱」を命じる静晴宛での某御判御教書写がある（『続録』第三、『記録』四、三四四頁）。
- ⑭ 前掲註⑩貞和元年顕詮申状写。
- ⑮ 静晴は貞和四年に紀伊国に進発する足利直冬より祈禱命令を受けたのははじめ、正平九年（一三五四）にも直冬のために祈禱し、幸晴を出雲国に遣わすなど直冬との関係も深い（貞和四年四月二十二日足利直冬書下写（『続録』第二、『記録』四、三四三頁）、正平九年九月八日修理亮奉書写（『続録』第二、『記録』四、三四三頁）、正平九年九月二十六日足利直冬書下（『八坂神社文書』、『文書』増補、一五号））。
- ⑯ 観応二年十一月二日足利義詮御判御教書写（『続録』第二、『記録』四、三三一頁）。
- ⑰ この「同」との傍書は、直前の文書が確実に足利義詮の御判御教書である点（「八坂神社文書」、『文書』増補、二二号）から「下御所」を指すと判断した。
- ⑱ 「八坂神社文書」（『文書』増補、三二二号）。二階堂行元は御所奉行として本文書の奉者になっている（山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」（『室町時代研究』一号、二〇〇二年）二〇一頁）。
- ⑲ 「石水博物館所蔵八坂神社文書」（『三重県史』資料編中世二、六〇号）。なお、「伏見宮御記録」利三十八には本文書の写があり（『南北朝遺文』関

東編、一七五七号)、貞和四年のものと記されている。粟飯原清胤はこの時政所執事で、御所奉行も兼ねていた可能性がある(前掲註⑱山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」一九六頁・二〇四頁)。

- ⑳ 前掲註⑩貞和元年顕詮申状写。
- ㉑ 正平一統時の人事については、佐藤進一『南北朝の動乱(新装版)』(中央公論新社、二〇〇五年、初出は一九六五年)二九二〜二九六頁、森茂暁『南朝全史』(講談社、二〇〇五年)一一三〜一二七頁なども参照。
- ㉒ 「社家記録」正平七年三月十八日条。
- ㉓ 座主慈嚴が山務を執らない状態が続いたため、目代の得分である四月番仕(座主未補の間は権長吏が管領する)をめくり、座主が上表した(座主未補)と主張する権長吏隆晴と、上表には及んでいないとする目代増智との間で相論が発生している(「社家記録」正平七年四月三日条〜同四月六日条)。
- ㉔ 導誉はこの言葉通り、観応三年四月四日の大名寄合で執行職について話し合われた際、「顕詮御方忠異<sub>レ</sub>他上者、座主雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>新補<sub>一</sub>、不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>改動<sub>一</sub>」と顕詮の留任を主張している(「社家記録」正平七年四月七日条)。
- ㉕ 「匡遠記」観応三年六月二十七日条、『園太暦』文和元年七月一日条、『同』文和元年七月十日条。
- ㉖ 観応・文和年間には、幕府軍事体制も従来のような足利一門重視から、幕府に忠実な守護・大将を重視する方針へと転換している(拙稿「観応・文和年間における室町幕府軍事体制の転換」『立命館文学』六二四号、二〇一二年)。また、とくに文和二年(一二五三)の南朝軍京都占領以後、幕府が公家に対して厳しい信賞必罰の論理をもって臨んだ点については、前掲註⑤市沢哲「文和の政局」、松永和浩「南北朝期公家社会の求心構造と室町幕府」(松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』、吉川弘文館、二〇一三年、初出は二〇〇六年)、同「室町殿権力と公家社会の求心構造」(同前掲書、初出は二〇〇八年)。
- ㉗ 弥仁王踐祚の経緯や広義門院の「政務」については、前掲註⑳佐藤進一『南北朝の動乱』三〇一〜三〇四頁、今谷明「観応三年広義門院の「政務」について」(今谷明『室町時代政治史論』、塙書房、二〇〇〇年、初出は一九九七年)。

⑳ 『園太暦』文和元年七月十日条。

㉑ この背景には、信賞必罰を強行して公家社会の動揺を招くよりも、穏便な措置をとることで弥仁王踐祚を滞りなく進めようという幕府の思惑があった(前掲註⑤市沢哲「文和の政局」三四九〜三五〇頁)。

⑳ 「社家記録」正平七年七月二日条に、「執行職事、以<sub>二</sub>顕深<sub>一</sub>申<sub>二</sub>入座主青蓮院<sub>一</sub>。奏者覺<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>大僧都<sub>一</sub>。此事被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>別当<sub>一</sub>了。直可<sub>二</sub>問答<sub>一</sub>云々。仍申<sub>二</sub>別当<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>処、猶難義云々」とある。

㉑ 前掲註⑤市沢哲「文和の政局」三四四〜三四八頁。

㉒ 前掲註⑤市沢哲「文和の政局」三五六頁(註(26))。

㉓ この交代は、天皇不在状況下で宣命を下されず、広義門院の宣旨により座主に還任した尊円(『華頂要略』八、門主伝十七『伏見天皇実録』第二卷、ゆまに書房、二〇〇九年、八一六頁)の正当性に不安があったために行われたとされる(前掲註①吉田通子「南北朝争乱の一形態―祇園社家の場合―」三八頁)。なお、『園太暦』文和元年十月十四日条には「若就<sub>二</sub>世上云々説<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>集<sub>一</sub>軍士<sub>一</sub>歟。仏法為<sub>二</sub>軍旅<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>謀歟。為<sub>二</sub>之如何<sub>一</sub>」、「社家記録」正平七年十月十日条には「座主事、南方又忿々之間、梶井殿御山務可<sub>レ</sub>然之間、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>奏聞<sub>一</sub>」し、などとある。

㉔ 「社家記録」正平七年十月十三日条。

㉕ 顕詮にこの情報をもたらした和田了阿は、以前から京極導誉との交渉のなかでたびたび登場してくるので、情報の出所は京極導誉であろう。

㉖ 「社家記録」正平七年十一月三日条。

㉗ むろん、この時期に賢俊が公武をつなぐ存在として重要な役割を果たしていた点を否定するつもりはない。なお、賢俊台頭の画期が観応・文和年間であったことについては大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(『ヒストリア』一八八号、二〇〇四年)に詳しい。

㉘ 京極導誉が山門・祇園社に強い影響力をもっていた点について、森茂暁氏は導誉が帯びていた山門造管奉行職に起因すると推測されている(森茂暁『佐々木導誉』、吉川弘文館、一九九四年、九七〜一〇二頁)。導誉はこの前後に政所執事を務め、また、御所奉行の可能性も指摘されている(家永遵嗣「書評と紹介」森茂暁著『佐々木導誉』(人物叢書)『日本歴史』五六八号、一九九五年)。祇園社において尊氏、義詮のために行われる春

季御神樂は、御所奉行が政所に料足の下行を命じて行われるので（前掲註⑱）山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」一九三（二〇六頁）、顕詮と導誉との密接な関係は、導誉の政所執事・御所奉行としての職掌を通じて築かれていったと考えられる。

③⑨ この時の静晴は「社家記録」正平七年十月十三日条に「静晴今度恐<sub>レ</sub>自科、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>出詞<sub>一</sub>歟。洞院・日野殿雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>口入<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>許容<sub>一</sub>云々」とあり、積極的に執行職獲得運動を起こさなかったようである。

④⑩ 「社家記録」正平七年十月十四日条。

④⑪ 「社家記録」正平七年十一月三日条。

④⑫ 祇園社の修造および造営奉行については、久保田収「八坂神社造営の変遷」（久保田収『八坂神社の研究』臨川書店、一九七四年、初出は一九七一年）とくに二七一―二七五頁、前掲註⑤市沢哲「南北朝内乱と祇園社」八四頁。また、以下の記述は「社家記録」正平七年の各条を参照。

④⑬ 麻生荘・敦賀津升米の御教書と施行状は十一月十六日に発給が決定、二十日に受け取っている（麻生荘の施行状は十一月二十三日に受け取る）。「社家記録」正平七年十一月十六日条、「同」正平七年十一月二十日条、「同」正平七年十一月二十三日条。

④⑭ 晴春は文和三年五月十二日に執行職に補任されるが、同月二十八日に賢俊の仲介によって顕詮が還補、八月二十一日に再び晴春が還補されている（社務執行補任注進状写〈「統録」第三、『記録』四、三八六頁〉、文書正文目録〈「統録」第三、『記録』四、四三五頁〉）。この交代の背景は不明だが、祇園会の行われる六月に合わせて顕詮が執行職となっている点は注目される。

④⑮ なぜ導誉が静晴に加担したのかは不明である。

④⑯ 延文五年十月日顕詮申状案（「八坂神社文書」、『文書』上、八四五号）。

④⑰ 佐藤進一・池内義資編『中世法性史料集』第二巻、室町幕府法（岩波書店、一九五七年）、追加法七九条。

④⑱ 前掲註④延文五年十月日顕詮申状案。なお、隆晴も尊氏の御判御教書を受けているが、これにも「御敵隆晴掠<sub>二</sub>給之<sub>一</sub>」とあって、顕詮により否

定されたようである（文和五年二月二十八日足利尊氏御判御教書案〈「八坂神社文書」、『文書』上、四一〇号〉）。

④⑲ 永徳元年七月二十二日某書状写（「統録」第三、『記録』四、四〇九頁）。

④⑳ 前掲註①小杉達「祇園社の御師」一五―一六頁。

④㉑ 前掲註④延文五年十月日顕詮申状案。

④㉒（延文四年カ）八月三十日顕詮書状土代（祇園社文書、『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上〈吉川弘文館、一九七八年〉、一二六号）。

④㉓ 野地秀俊「社僧」再考―中世祇園社における門閥形成―（『佛教大学大学院紀要』二六号、一九九八年）一五頁「紀氏一族略系図」参照。

④㉔ 「祇園社記」第五（『記録』三、六三頁）。

④㉕ 前掲註③森茂暁『佐々木導誉』九八頁。

④㉖ 前掲註④延文五年十月日顕詮申状案。事書部分に「可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>返<sub>一</sub> 朝敵 静晴祠官還補 繪旨 子細事」とある。

④㉗ 佐藤進一「室町幕府論」（佐藤進一『日本中世史論集』、岩波書店、一九九〇年、初出は一九六三年）、前掲註④三枝暁子「室町幕府の成立と祇園社領主権」。

④㉘ 太田直之「室町幕府の神祇政策―將軍家御師職を中心に―」（太田直之『中世の社寺と信仰―勸進と勸進聖の時代―』、弘文堂、二〇〇八年、初出は二〇〇七年）、大田壮一郎「室町殿と宗教」（『日本史研究』五九五号、二〇一二年）。

④㉙ 「統録」第二、（『記録』四、三六〇頁）。

④㉚ 前掲註⑩貞和元年顕詮申状写。

「付記」本稿は、平成二十五年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（京都大学人間・環境学研究所）

（日本学術振興会特別研究員P.D）

《表》 観応年間以後の顕詮・顕深と静晴、晴春らの動向

No.	年月日	座主	執行	内容	備考	出典
1	観応 1.7.28 (1350)	尊円	静晴	顕詮に凶徒対治祈禱を命令	「助法印御房」宛 「濃州凶徒対治の祈禱」	足利尊氏御判御教書(「文書」増補 17号)
2	観応 1.10.28			顕詮に凶徒対治祈禱を命令	「助法印御房」宛 「將軍家福御向下向時給之」	足利尊氏御判御教書写(「統録」二、p328)
3	観応 1.11.24			顕詮、義詮に参じ、世上事につき祈禱を具申		「社家記録」観応 1.11.24 条
4	観応 1.12.20			静晴に祈禱命令	「祇園社執行法印御房」宛	足利直義御判御教書写(「統録」二、p344)
5	観応 2.1.2			静晴に祈禱命令	「祇園社執行法印御房」宛	足利直義御判御教書写(「統録」二、p345)
6	観応 2.2.16			顕詮の祈禱を賞す	「助法印御房」宛 「於丹州井原岩屋賜之」	足利尊氏御判御教書写(「統録」二、p328)
7	(観応 2) 2.22			顕詮の祈禱忠節を賞す	「祇園助法印御房」宛 「於湊川被下之」	足利尊氏御内書(「文書」増補 18号)
8	観応 2.7.30			顕詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園先執行御房」宛 「於石山賜之」	足利尊氏御判御教書写(「統録」二、p329)
9	観応 2.8.5			静晴に天下泰平武運長久祈禱を命令	「祇園社執行法印御房」宛 「錦小路殿北国御下向後御教書、八重山御合戦之比」	足利直義御判御教書写(「統録」二、p345)
10	観応 2.8.6			顕詮に凶徒対治祈禱を命令	「助法印御房」宛 「錦小路殿北国御下向之時御祈」	足利義詮御判御教書写(「統録」二、p329)
11	観応 2.8.25			顕詮の祈禱忠節を賞す	「祇園助法印御房」宛 「於江州小野大覚寺給之」	足利尊氏御判御教書(「文書」増補 20号)
12	観応 2.8.29			静晴に天下泰平武運長久祈禱を命令	「祇園執行法印御房」宛	某御判御教書写(「統録」二、p344)
13	観応 2.9.8			静晴に祈禱師職を安堵	「祇園執行少納言法印御房」宛	某御判御教書写(「統録」二、p344)
14	観応 2.10.8			顕詮の祈禱を賞す	「助法印御房」宛 「於江州賜之」	足利義詮御判御教書(「文書」増補 66号)
15	観応 2.10.25			祈禱の巻数(両殿御分)見参を顕詮に伝える	「祇園社御師助法印御房」宛	栗飯原清胤巻数請取状写(「統録」二、p330)
16	観応 2.11.2			顕詮に「元弘之例」に任せて勤行精誠を命令	「助法印御房」宛 顕詮、義詮の御師に	足利義詮御判御教書(「文書」増補 21号)
17	観応 2.11.2			顕詮に神物已下の奉行を命ずる	「祇園御師助法印御房」宛	足利義詮御判御教書写(「統録」二、p331)
18	観応 2.11.3			顕詮に凶徒対治祈禱を命令	「祇園御師助法印御房」宛 「將軍家関東御下向御祈」	足利尊氏御判御教書写(「統録」二、p331)
19	正平 6.12.24 (1351)	慈嚴	顕詮	顕詮、執行職補任	尊円は正平 6.11.11 に座主を退き、慈嚴は同年 12 月に座主就任	「社家記録」三(表紙)
20	正平 6.12.30			晴春、慈嚴に参り、廣峯社のことを申す また、廣峯以下、官方軍忠、執行職にかんする論旨を座主に進上する		「社家記録」正平 7.1.16 条 「社家記録」正平 7.3.5 条
21	正平 7.1.26 (1352)			義詮、年始神馬を献ず 執行の得分にあらず、檀那方なり		「社家記録」正平 7.1.26 条
22	正平 7.2.13			この頃、静晴、真弟宗晴を執行職に推荐する論旨、および小童・西大野・東条・堀江荘等の論旨を後村上天皇に請う		「社家記録」正平 7.2.13 条
23	正平 7.2.13			顕詮、静晴による宗晴吹挙の動きに対し、北畠親房以下の要人に支状事書を提出		「社家記録」正平 7.2.13 条
24	正平 7.2.15			顕詮、京極導管に執行職無為を謝す		「社家記録」正平 7.2.15 条
25	正平 7.2.18			顕詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園執行御房」宛 「御合躰時分御祈」	足利義詮御判御教書写(「統録」二、p332)
26	正平 7.②.4			静晴、住吉の後村上天皇のもとに参る		「社家記録」正平 7.②.4 条
27	正平 7.②.4			顕詮、小童・西大野・東条・廣峯・造管奉行のことにつき、事書・具書・拳状を座主に持参		「社家記録」正平 7.②.4 条
28	正平 7.②.5			顕詮、住吉の後村上天皇のもとに参る		「社家記録」正平 7.②.5 条
29	正平 7.②.8			義詮、顕詮に天下静謐祈禱を命令	顕詮不在(住吉に参向)により、②.16 に大般若經一部を真読し、巻数を②.17 に御所奉行栗飯原道最に付す	「社家記録」正平 7.②.17 条
30	観応 3.②.25 (1352)			顕詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園社執行法印御房」宛 「於江州四十九院給之」	足利義詮御判御教書写(「統録」二、p332)
31	観応 3.②.25			祈禱の巻数見参を顕詮に伝える	「祇園社執行法印御房」宛 「於江州四十九院賜之」	沙弥某巻数請取状写(「統録」二、p332)
32	正平 7.3.4			顕詮、八幡の後村上天皇のもとに参り、祈禱命令を受ける		「社家記録」正平 7.3.4 条
33	正平 7.3.5			顕詮、晴春が給わった論旨(廣峯以下事、官方軍忠、執行職のことなど)の案文を借用		「社家記録」正平 7.3.5 条
34	観応 3.3.17			天下静謐祈禱の巻数見参を顕詮に伝える	「祇園御師執行法印御房」宛 「於東山御陣賜之」	沙弥某巻数請取状写(「統録」二、p333)
35	観応 3.3.17			静晴、京極導管に執行職のことを申すが、導管は顕詮の忠勤を理由に改動あるべからずと返答		「社家記録」正平 7.3.18 条

南北朝期における將軍家御師職の意義

No.	年月日	座主 執行	内容	備考	出典
36	観応 3.3.18	頭詮	頭詮、承胤に参り、続いて義詮・京極導誉に面会 また、公方よりの仰なくして「天下泰平・社頭安穩」の祈禱を行う		「社家記録」正平 7.3.18 条
37	観応 3.3.29		頭詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園社御助法印御房」宛 傍書に「直義卿」とあるのは誤り	足利義詮御判御教書写（「続録」二、p333）
38	観応 3.4.1		頭詮、義詮の命により天下静謐祈禱を行う	「宛所祇園社々僧中云々」	「社家記録」正平 7.4.1 条
39	観応 3.4.4		頭詮、東寺に参るも義詮は物忌中		「社家記録」正平 7.4.4 条
40	観応 3.4.7		頭詮、神供兩如につき京極導誉、御所奉行粟飯原禪門に申し入れる	小童保の所役として領主静晴が 勤仕すべきところ、闕如	「社家記録」正平 7.4.7 条
41	観応 3.4.7		頭詮、和田了阿より、大名寄合の際に京極導誉が頭詮の執行職留任を主張したことを聞く	大名寄合は観応 3.4.4	「社家記録」正平 7.4.7 条
42	観応 3.5.6		頭詮、粟飯原禪門・斎藤五郎左衛門入道に面会し、「□月番仕」について申状を付す	六月番仕か	「社家記録」正平 7.5.6 条
43	観応 3.5.12		頭詮、東寺に参り、粟飯原禪門をもって義詮に南朝方没落の賀を申す また、六月番仕・執行職のことを斎藤五郎左衛門入道に申す		「社家記録」正平 7.5.12 条
44	観応 3.5.14		頭詮、六月番仕につき、斎藤入道に仰せられるよう粟飯原に申し上げてほしい旨を諏訪神右衛門に申す		「社家記録」正平 7.5.14 条
45	観応 3.5.17		頭詮、六月番仕のことを斎藤入道に催促		「社家記録」正平 7.5.17 条
46	観応 3.5.21		頭詮に六月番仕料足の奉行を命ずる	「執行法印御房」宛 官符未到之間	足利義詮御判御教書（「文書」増補 73 号） cf. 「社家記録」正平 7.5.22 ~ 24 条
47	観応 3.5.21		静晴、承胤に参る		「社家記録」正平 7.5.21 条
48	観応 3.5.22		頭詮、承胤に参り、静晴・晴春等の不忠の委細を申し、晴春が給わった論旨案を進上する ついで、萱野安堵の目安・具書を進上する	山務のことについては、武家の申し入れがあったとしても、公家御治定の後に遂行あるべし	「社家記録」正平 7.5.22 条
49	観応 3.5.23		頭詮、京極導誉に面会し、祭礼御教書を請う また、静晴子息二人の御敵たる次第を申す 吉田肥前房より執行職のことを承胤に口入するよう助言される	六月番仕について先日沙汰あり 祭礼御教書については正平 7.5.24・25 条にもあり	「社家記録」正平 7.5.23 条
50	観応 3.5.24		頭詮、六月番仕を管領すべき旨の御教書を得る		「社家記録」正平 7.5.24 条
51	観応 3.5.28		頭詮、義詮に六月番仕について「具外輩」が望むことを許容なきよう申し、了解の返事を得る		「社家記録」正平 7.5.28 条
52	観応 3.5.-		頭詮、恒例御神楽料足の給付を幕府に申請	「自政所被下料足千疋、御師頭詮所致奉行也」	社務執行頭詮目安案（「裏文書」193 号）
53	観応 3.6.26		尊円が座主に還着		「社家記録」正平 7.6.26 条
54	観応 3.7.2		頭詮、頭深を遣わして執行職のことを尊円に申し入れる また、了阿を通じて京極導誉へ口入を依頼するが、口入に及ばずとの返答があり、まず賢俊に依頼するよう勧められる	後日（正平 7.7.5 ㍻）、頭詮は賢俊に執行職のことについての口入を謝す	「社家記録」正平 7.7.2 条
55	観応 3.7.4		頭詮、執行職補任		「社家記録」三（表紙）
56	観応 3.7.5 ㍻		頭詮、日野光忠に面会し、執行職補任について賢俊の口入を謝す	「社家記録」正平 7.7.3 条には欠落部分があり、翌日条は正平 7.7.6 条となる 頭詮の執行職補任は正平 7.7.4 なので、欠落部分の直後の条文は正平 7.7.5 条か	「社家記録」正平 7.7.3 条 （実は正平 7.7.5 条㍻）
57	観応 3.7.19		頭詮、萱野安堵のことにつき尊胤に申し入れる		「社家記録」正平 7.7.19 条
58	文和 1.10.9 (1352)		頭詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園社執行御房」宛 「南方蜂起事」	足利義詮御判御教書写（「続録」二、p333）
59	文和 1.10.10		頭詮、安威左衛門入道に参り、造営奉行・恩賞のことを催促		「社家記録」正平 7.10.10 条
60	文和 1.10.11	頭詮、尊胤に参り、座主補任の賀を申し、執行職のことを申し入れる また、三宝院に参り、按察僧都に執行職のことを申すも、京極導誉の状をもって尊胤に申入れすべしとの返事	この日、尊円が座主を辞す	「社家記録」正平 7.10.11 条	
61	文和 1.10.12	頭詮、賢俊に面会し、執行職のことを相談	尊胤は静晴を支援の気あり	「社家記録」正平 7.10.12 条	
62	文和 1.10.13	頭詮、執行職のことについて賢俊の口入状を座主のもとに持参		「社家記録」正平 7.10.13 条	
63	文和 1.10.14	頭詮、造営奉行御教書を受け取る		「社家記録」正平 7.10.14 条	
64	文和 1.10.16	頭詮、尊胤に参り、賀を申し、執行職のことを申し入れる	座主宣下は文和 1.10.14	「社家記録」正平 7.10.16 条	
65	文和 1.10.22	頭詮の執行職のこと治定		「社家記録」正平 7.10.22 条	
66	文和 1.10.26	頭詮、祇園社造営奉行を御師之号につき仰せ付ける旨に書き改めた御教書を得る	「助法印御房」宛	足利義詮御判御教書（「文書」増補 78 号） cf. 「社家記録」正平 7.10.26 条	

頭詮

尊円

尊胤

No.	年月日	座主	執行	内容	備考	出典
67	文和 1.10.26	尊胤	願詮	願詮、執行職任料を進上すれば補任状を発給するとの尊胤の意向を聞く		「社家記録」正平 7.10.26 条
68	文和 1.10.28			願詮、賢俊に对面、執行職任料につき仰せあり御祈以下恩賞のことを相談		「社家記録」正平 7.10.28 条
69	文和 1.10.-			願詮、毎年春季御神楽料足の給付を幕府に申請		社務執行願詮目安案（「裏文書」192号）
70	文和 1.11.1			願詮、執行職補任		「社家記録」正平 7.11.1 条 社務執行補任注進状写（「統録」第三、p386）
71	文和 1.11.12			願詮、尊胤に参り廣峯についての事書ならびに晴春が給わった御書案を進上		「社家記録」正平 7.11.12 条
72	(文和 1) 11.13			願詮に巻数到来の返事	「祇園御師助法印御房」宛	足利尊氏御内書（「文書」増補 70 号）
73	文和 1.11.15			願詮、賢俊に面会し、執行職無為のことを申す また、造営料所の申沙汰を依頼		「社家記録」正平 7.11.15 条
74	文和 1.11.20			願詮、造営料所麻生荘・敦賀升米の御教書・施行状を得る		「社家記録」正平 7.11.20 条
75	文和 1.11.21			萱野についての評定に晴春不参		「社家記録」正平 7.11.21 条
76	文和 1.12.22			願詮に巻数到来の返事	「御師助法印房」宛	足利尊氏御判御教書（「文書」増補 22 号）
77	文和 1.12.25			願詮、廣峯について、晴春不忠の所見を進上御祈賞の披露あり、寄進あるべきの由落居幕府、願詮に義詮の春季御祈祇園社御神楽の料足を下行	興国・正平等論旨ならびに元徳造當方論旨案等	「社家記録」正平 7.12.25 粟飯原道最・二階堂政元・京極導誉連署奉書（『早大』128号）
78	文和 2.2.30			願詮に「代々例」に任せて祈禱を命令	「祇園執行法印御房」宛 願詮、後光厳天皇の御師に	後光厳天皇論旨案（『文書』下 2028 号）
80	文和 2.3.2			願詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園執行御房」宛 「南方蜂起御祈」	足利義詮御判御教書写（「統録」二、p334）
81	文和 2.3.20			願詮に巻数・護到来の返事	「祇園助法印御房」宛	足利尊氏御判御教書（「文書」増補 23 号）
82	文和 2.4.19			祇園社に越中国堀江荘地頭職を寄進し、下地を祈禱賞として願詮に管領せしむ	「当社御師法印御坊」宛	足利尊氏御判御教書案（「文書」下 1671 号）
83	文和 2.6.5			願詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園執行助法印御房」宛	足利義詮御判御教書写（「統録」二、p335）
84	(文和 2) 6.9			願詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園執行法印御房」宛 「於坂本被下之」	後光厳天皇論旨案（『文書』下 2029 号）
85	文和 2.6.29			願詮の天下静謐祈禱を賞する	「祇園社執行法印御房」宛 「於濃州給之」	足利義詮御判御教書写（「統録」二、p335）
86	(文和 2) 7.4			願詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園執行法印御房」宛 「於濃州被下之」 願深律師の祇候を賞す	後光厳天皇論旨案（『文書』下 2030 号）
87	文和 2.7.5			願詮の天下静謐祈禱を賞する	「祇園御師執行法印御房」宛 「同前（於濃州給之）」	足利義詮御判御教書写（「統録」二、p336）
88	文和 2.8.15			讃岐国西大野郷・同国萱原神田を願詮に知行せしむ	「祇園執行法印御房」宛 御祈禱料所として	後光厳天皇論旨案（『文書』下 2024 号）
89	(文和 2) 8.28			願深の濃州祇候、祈禱忠節を賞す	「宰相律師御房」宛	後光厳天皇論旨案（『文書』下 2031 号）
90	文和 2.9.5			臨時祈禱の巻数見参を願詮に伝える	「祇園御師執行法印御房」宛 「将軍家御教書」とあり	伊賀守某巻数請取状写（「統録」二、p336）
91	文和 2.9.6			願詮の祈禱忠節を賞す	「祇園御師修行法印御房」宛 「令供奉垂井宿、致御祈禱忠節由被下論旨云々」	足利尊氏御判御教書案（『文書』上 39 号）
92	文和 2.10.10			願詮に祈禱命令	「祇園執行法印御房」宛 「将軍家臨時御祈」	足利尊氏御判御教書写（「統録」二、p337）
93	文和 3.4.2			讃岐国西大野郷ならびに萱原神田を願詮に知行せしむ	「助法印御房」宛 御祈禱料所として「可令門弟相続」	後光厳天皇論旨案（『文書』下 2025 号）
94	文和 3.5.12			晴春、執行職補任		社務執行補任注進状写（「統録」三、p386）
95	文和 3.5.21			願詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園社御師助法印御房」宛	足利尊氏御判御教書（「文書」増補 79 号）
96	文和 3.5.28			願詮、執行職還補	賢俊の奏聞状による cf. 文書正文目録（「統録」三、p435）	社務執行補任注進状写（「統録」三、p386）
97	(文和 3) 6.23			静晴、南方内通により逐電	「宰相律師御房」宛 「祇園執行静晴勘気状」	侍所所司代土岐頼基書状写（「伏見」）
98	(文和 3) 6~8カ			願詮、静晴による讃岐国西大野郷ならびに萱原神田等への競望を排除すべく申状を捧げる	「静晴近日又有掠申子細云々」 静晴は「朝敵露見」により所帯収公文和 2 年中に参濃せず、「不忠至極身」	願詮申状（『文書』下 2023 号）
99	文和 3.8.10			静晴父子四人ならびに所従等、南朝に参ずる		願詮申状（『文書』上 845 号）
100	文和 3.8.21			晴春、執行職還補		社務執行補任注進状写（「統録」三、p386）
101	正平 9.9.8 (1354)	祈禱巻数見参を静晴に伝える	「祇園執行御房」宛 直冬への祈禱	修理亮某巻数請取状写（「統録」二、p343）		
102	正平 9.9.26	祈禱のために静晴が幸晴を出雲国に進ませたことを賞し、さらに精誠を命ずる	「祇園祠官法印御房」宛	足利直冬書下（『文書』増補 15 号）		
103	文和 3.12.27	願詮に路次祈禱を命令	「祇園社助法印御房」宛 「於江州下給御教書」	足利尊氏御判御教書（『文書』増補 27 号）		



No.	年月日	座主	執行	内容	備考	出典
104	文和 3.12.30	尊胤	晴春	祈禱の巻数見参を顕詮に伝える	「祇園前執行法印御房」宛 「將軍家御教書」	伊賀守某巻数請取状写（「統録」二、p338）
105	文和 4.1.15			静晴に天下静謐祈禱を命令	「祇園少納言法印御房」宛	足利尊氏御判御教書（「文書」増補 28 号）
106	文和 4.2.11			祈禱の巻数見参を顕詮に伝える	「祇園前執行法印御房」宛 「下御所御返事」	大蔵少輔某巻数請取状写（「統録」二、p338）
107	文和 4.2.17			天下静謐祈禱の巻数見参を顕詮に伝える	「祇園前執行法印御房」宛 「將軍家御返事、於東山御陣賜之」	前伊賀守某巻数請取状写（「統録」二、p338）
108	文和 4.3.18			天下静謐祈禱の巻数見参を顕詮に伝える	「輔法印御房」宛 「下御所御返事」	沙弥某巻数請取状写（「統録」二、p339）
109	文和 4.3.-			静晴、北朝に降参し、加治筑前守に預けられるも、その後宗良親王に祇候	南朝軍の八幡撤退は文和 4.3.18	顕詮申状（「文書」上 845 号）
110	文和 4.12.26			晴春、引き続き執行職に在職し、この日、吉書始		「補任次第」
111	文和 4.12.29			顕詮、執行職補任		社務執行補任注進状写（「統録」三、p386）
112	文和 5.1.30			晴春に二月番仕職を管領せしむ	「治部卿法印御房」宛 毎月大般若経転読料所として	後光厳天皇論旨案（「文書」上 1101 号）
113	文和 5.2.28	隆晴に天下静謐祈禱を命令	「祇園兵部法印御房」宛 「御敵隆晴掠給之」	足利尊氏御判御教書案（「文書」上 41 号）		
114	延文 1.4.10 (1356)	尊道	顕詮	尊胤、顕詮に加賀国萱野保を御師職として管領せしむ	「助法印御房」宛 晴賀法眼の譲付に任せて	梶井宮尊胤法親王令旨写（「社記」御神領部第十四、p578）
115	延文 2.1.22			顕詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園社執行法印御房」宛	足利尊氏御判御教書（「文書」増補 29 号）
116	延文 2.1.28			祇園社に願文を納める		足利義詮願文写（「統録」二、p339）
117	延文 2.2.13			幕府より料所を付され、春季御神楽を行う	「祇園御師助法印御房」宛	二階堂行元書状（「文書」増補 30 号）
118	延文 2.8.28			晴春に祇園社領山城国山科田（教晴法印跡）を知行せしむ	「晴春法印房」宛 御祈禱料所として	後光厳天皇論旨案（「文書」下 1464 号）
119	延文 2.9.16			静晴、敵軍を引率して洛中を経廻し、侍所の追捕を逃れ逐電		顕詮申状（「文書」上 845 号）
120	延文 3.3.8			顕詮に天下静謐祈禱を命令	「祇園社執行法印御房」宛	足利義詮御判御教書写（「統録」二、p340）
121	延文 3.12.30			顕詮、執行職補任		「補任次第」
122	延文 4 ㇿ .6.5			隆晴、執行職補任（吉書始を行わなかったため、歴代執行には加えられず）	延文 5 年の可能性もある 京極導誉が座主に使者を派遣し、 顕詮留任の論旨が発給される	「補任次第」
123	延文 4 ㇿ .6.7	顕詮、執行職還補	延文 5 年の可能性もある	「補任次第」		
124	延文 4.6.-	座主恒豪、静晴を祠官に還補するも、勅勘輩である由の論旨により解却される		顕詮申状（「文書」上 845 号）		
125	延文 5.1.14	静晴に天下静謐祈禱を命ずる	「祇園前執行少納言法印御房」宛	足利義詮御判御教書案（「文書」上 42 号）		
126	延文 5.2.27	静晴へ下された祈禱御教書が召し返される		顕詮申状（「文書」上 845 号）		
127	延文 5.10.-	顕詮、静晴への祠官還補の論旨の召し返しを請う	「祇園社御師執行法印顕詮申」	顕詮申状（「文書」上 845 号）		
128	康安 1.6.5 (1361)	恒豪	静晴	静晴、執行職補任	「導誉処行云々」	「補任次第」 「忠光脚記」康安 1.6.7 条
129	康安 1.6.29			静晴に天下静謐祈禱を命令	「祇園社執行法印御房」宛	足利義詮御判御教書（「文書」増補 31 号）
130	(康安 1) 9.10			顕詮に天下静謐祈禱を命令	「顕詮法印御房」宛	後光厳天皇論旨写（「統録」二、p341）
131	康安 1.9.27			天下静謐祈禱の巻数見参を顕詮に伝える	「祇園社助法印御房」宛	二階堂行元巻数請取状写（「統録」二、p340）
132	康安 1.12.15			顕詮の供奉を賞する	「顕詮法印御房」宛 「於江州武佐寺給之」	後光厳天皇論旨写（「統録」二、p341）
133	康安 1.12.17			顕詮に天下安全祈禱を命令	「助法印御房」宛 「於江州武佐寺給之」	足利義詮御判御教書写（「統録」二、p341）
134	康安 1.12.□6			静晴に天下静謐祈禱を命令	「祇園執行□□法印御房」宛	足利義詮御判御教書（「石水」50 号）
135	康安 2.2.7			静晴、執行職に在職	この日、承胤が座主に再任	「補任次第」
136	貞治 1.9.23 (1362)			静晴、執行職に在職	この日、恒鎮が座主就任	「補任次第」
137	貞治 2.1.23			幕府、神物・御神楽以下の奉行を御師職により顕詮に安堵	「祇園御師助法印御房」宛	二階堂行元奉書（「文書」増補 32 号）
138	貞治 3.3.5	天下静謐祈禱を命令	宛所不明、静晴宛の No.125・No.129 の案文と一紙に書かれている点から、静晴宛か	足利義詮御判御教書案（「文書」上 44 号）		
139	貞治 4.1.30	顕詮、鳥居奉行に任ぜられる	「為造営奉行之上、為將軍家御師職之間被御付云々」	「三鳥居建立記」貞和 4.1.30 条		
140	貞治 4.9.26	静晴、執行職補任		「補任次第」		
141	貞治 5.12.27	顕深、執行職補任（初度）	貞治 5.12.23 の武家執奏による	「補任次第」		
142	応安 1.5.12 (1368)	執行職沙汰に際し、文書正文目録を提出	静晴勘気御教書、南方論旨ほか	文書正文目録（「統録」三、p435）		
143	応安 3.10.1	顕詮に越前国杉前三ヶ村を祇園社造営料所として知行せしむ	「顕詮法印御房」宛	後光厳天皇論旨案（「裏文書」283 号）		
144	応安 4.10.11	顕詮、後光厳院の院宣により御祈を行う		「社家記録」応安 4.10.11 条		
145	応安 5.9.8	顕詮、義満の撫物加持		「社家記録」応安 5.9.8 条		
146	応安 5.11.24	一昨日の御判始にともない、義満が神馬を寄進		「社家記録」応安 5.11.24 条		
147	応安 5.12.27	幕府、顕詮に義満の春季御神楽料足を下行	「御師法印代官実清」の判あり	「社家記録」応安 5.12.29 条		
148	応安 7.5.12	幕府、顕深に御師職（付神宝以下）ならびに造営奉行を安堵	「当社執行宰相僧都御房」宛	管領細川頼之奉書（「文書」増補 36 号）		

No.	年月日	座主	執行	内容	備考	出典
149	永和 2. ⑦ .- (1376)	尊胤		顕深、執行職補任	「権少僧都顕深」宛	感神院政所下文（『文書』上 851 号）
150	(永和 3) 9.22			顕深に御師職として祈禱を命令	「祇園宰相僧都御房」宛	後円融天皇諭旨（『文書』上 25 号）
151	康暦 1.6.17 (1379)			慈濟	顕深に六月番仕を安堵	「宰相僧都御房」宛 「親応年中諭旨御教書炳焉也」 「祈禱之賞」、「門弟相統不可有相違」
152	康暦 1.12.29	顕深に六月番仕職を安堵	「祇園執行僧都御房」宛 「為修理用脚相伝管領不可有相違」		後円融天皇諭旨（『早大』150 号）	
153	永徳 2.5.20 (1382)	道門	顕深	顕深の執行職ならびに六月番仕・一公文以下所職所帯の安堵を執奏	「代々師職相承之間」	足利義満執奏事書（『文書』増補 38 号）
154	永徳 2.5.27			顕深に社務執行職ならびに六月番仕・一公文職以下所職所帯等を安堵	「祇園宰相僧都御房」宛 「新院」は後円融院	後円融院院宣案（『早大』152 号）
155	(永徳 2 カ) 6.3			六月番仕につき、今後座主・別当の綺を停止	「祇園宰相僧都御房」宛	万慶書状（『文書』上 1109 号）
156	至徳 1.8.16 (1384)	堯仁		顕深に執行職および六月番仕職以下所職等を安堵	「宰相大僧都御房」宛 「已座主官補任上者、不及子細」	足利義満御判御教書（『文書』増補 77 号）
157	至徳 2.6.2			五条坊門南東洞院西一保敷地（大政所御旅所敷地）を祇園社に寄進	「宝寿院大僧都御房」宛 「於下地者、師跡相承永代不可有相違」	足利義満御教書案（『文書』下 1411 号）
158	至徳 2.11.13			祇園社領境内敷地田畠等ならびに御旅所敷地を顕深に寄進する	「宝寿院法印御房」宛 「早就師職相承、門弟可管領」	足利義満御判御教書案（『文書』下 1327 号）
159	至徳 2.11.27			顕深に祇園社領の下地知行権を付与	「顕深為御祈之師、致嫡弟相統可被聴別相伝也」、「於下地者、顕深永致嫡弟相統、未代断社僧并一族等之競望」	官宣旨（『文書』増補 45 号）
160	至徳 2.11.27			顕深に祇園社祭礼御旅所の下地知行権を付与	「顕深依御師職、永致嫡弟相統、未代断社僧同社務并一族等之競望」	官宣旨（『文書』増補 46 号）
以下は年未詳文書						
161	(年未詳) 3.11	静晴		静晴の祈禱を賞す	「祇園執行少納言法印御房」宛	後村上天皇諭旨案（『早大』131 号）
162	(年未詳) 6.19			祈禱の巻数見参を静晴に伝える	「祇園執行少納言法印御房」宛 差出の修理亮より直冬への祈禱か	修理亮某巻数請取状写（『統録』二、p346）
163	(年未詳) 7.5			静晴に上洛を命ず	「祇園執行少納言法印御房」宛	後村上天皇諭旨案（『早大』130 号）
164	(年未詳) 7.5			静晴に祈禱を命令	「祇園社執行御房」宛	後村上天皇諭旨案（『早大』135 号）
165	(年未詳) 9.30			静晴に祈禱を命令	「祇園執行御房」宛 「御進発可為近々、天下落居此事候」	左馬助冬定書状写（『統録』二、p346）
166	(年未詳) 10.7			巻数到来の返事	「祇園修行法印御房」宛	散位藤成書状写（『統録』二、p346）
167	(年未詳) 10.11			巻数到来の返事	「少納言法印御房」宛	中務太輔盛宗書状写（『統録』二、p346）
168	(年未詳) 12.30			顕詮、祈禱巻数を進上	宛所不明 「殿中御師」、「当社御祈禱事、代々為御師職致忠候之条、定得御意候歟」	顕詮書状（『裏文書』286 号）
169	(年月日未詳)			顕詮が後光厳天皇の御師であることを証する	「これこそまことの御師にて候へ」	崇光院御書案（『文書』下 2026 号）
170	(年月日未詳)			顕詮が御師であることについて承知の旨を崇光院に返事	「きをんの御師の事、心えまいらせ候ぬ」	後光厳天皇勅書案（『文書』下 2027 号）

## 【注】

- 1 静晴、隆晴、晴春らの動向については表中に網掛けで示した。
- 2 閏月は「②」のように示した。
- 3 出典は下記のとおり。『文書』上・下・増補 = 『増補八坂神社文書』、『社家記録』 = 『祇園社家記録』（『増補統史料大成 八坂神社記録』一、二）、『三鳥居建立記』（『増補統史料大成 八坂神社記録』二）、『裏文書』 = 『社家記録裏文書』（『増補統史料大成 八坂神社記録』二）、『社記』 = 『祇園社記』（『増補統史料大成 八坂神社記録』三）、『統録』 = 『祇園社統録』（『増補統史料大成 八坂神社記録』四）、『早大』 = 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書上』 祇園社文書、『石水』 = 『石水博物館所蔵八坂神社文書』（『三重県史』資料編中世 2）、『伏見』 = 『伏見宮御記録』（『大日本史料』第六編之十九、p100）、『補任次第』 = 『天台座主祇園別当并同執行補任次第』（『祇園社記』五）〈『増補統史料大成 八坂神社記録』三、p61～65〉。
- 4 座主の在職期間等については、『社家記録』、『補任次第』のほか、『天台座主歴代』（児玉幸多・小西四郎・竹内理三監修『日本史総覧Ⅲ 中世 2』、新人物往来社、1984 年）を参照した。